

ハローワーク もりおか

平成28年 11 月 No.518

若者応援宣言企業限定 企業ガイダンスを開催します!

ハローワーク盛岡では「若者応援宣言企業」を対象に下記のとおり企業ガイダンスを開催いたします。

記

- 日 時 平成 28 年 12 月 15 日 (木) 14 : 00 ~ 16 : 00 (受付 13 : 30 ~)
- 場 所 ホテル東日本盛岡 3 階 鳳凰の間
盛岡市大通 3-3-18 (会場へ直接のお問合せはご遠慮ください)
- 対 象 ハローワーク盛岡管内の若者応援宣言企業
34 歳以下の就職希望者 (大学等の学生、高校生を含む)
- 参加締切 (企業) 平成 28 年 11 月 25 日 (金)

※「若者応援宣言企業」とは?

※「若者応援宣言企業」とは、「一定の労務管理の体制が整備されており、若者 (35 歳未満) を採用・育成のため求人申し込み又は募集を行っており、通常の求人よりも詳細な企業情報・採用情報を広報する中小企業をいいます。

ハローワークでは上記のようなイベントを開催する等、積極的なマッチングやPRを行っております。

お問い合わせは、ハローワーク盛岡 求人企画部門 (TEL019-624-8905) まで。

- 若者応援宣言企業限定企業ガイダンスを開催します!..... 1
- 平成28年度「もりおか高校生就職面談会」を開催しました! 2
- 11月は「労働保険適用促進強化期間」です。..... 3
- マザーズ再就職支援セミナー
「働き出す前に知っておきたい保育園・幼稚園について」を開催しました。..... 4
- 最近の求人求職のうごき 4

も
く
じ

平成28年度 「もりおか高校生就職面談会」を開催しました!

去る10月18日(火)に、平成28年度「もりおか高校生就職面談会」を盛岡公共職業安定所、盛岡市、岩手県盛岡広域振興局、盛岡商工会議所、盛岡地域雇用開発協会、ジョブカフェいわての主催により開催しました。

本年度は開会に先立ち当所の学卒担当より面談会の流れ、参加企業の説明並びに参加にあたっての心構え等を説明するオリエンテーションを行い、参加生徒の過度の緊張感をほぐすとともに面談会に対するモチベーションの向上を図りました。

面談会には51事業所、82名の生徒並びに19名の引率教員が参加し、双方積極的な質問、説明等を行っていました。参加者からは「オリエンテーションに参加して大変参考になった」「リラックスできた」等の意見が多数聞かれました。また参加者のうち6割以上が複数の事業所と面談を行いました。

平成29年3月卒業予定の高校生の28年度9月末における採用内定者数は582人と前年同月比16.4%(82人)の増、就職内定率は62.5%と過去10年間で最高となっています。



就職面談会のようす

何があっても、 社員の人生を預かっていると 思える社長ですか。

11月は「労働保険適用促進強化期間」です。

労働保険は労働者災害補償保険（一般に「労災保険」といいます。）と雇用保険との総称で、保険給付は両保険制度で別個に行われていますが、保険料の徴収等について、両保険は労働保険として一体の取り扱いをしています。

労働保険は政府が管理、運営している強制的な保険ですので、労働者を一人でも雇っていれば（雇用保険については農林水産の事業の一部を除く）、その事業主は加入手続を行い、労働保険料を納付しなければならないことになっています。

また、事業主が故意または重大な過失により労災保険の保険関係成立届を提出していない期間中に労働災害が生じ、労災給付を行った場合には、遡及して労働保険料を徴収するほかに労災給付に要した費用の一部も徴収することになります。

最近では、経済状況が改善し、適用事業場数は増加していますが、いまだ小規模零細企業を中心に未加入事業場が存在しております。

このような状況から厚生労働省では、毎年11月を「労働保険適用促進強化期間」と定め、労働保険制度の健全な運営、費用の公平負担、労働者の福祉の向上等を図る観点から、未加入事業場の解消を図り、より一層の加入促進に取り組むこととしています。



何があっても、 社員の人生を預かっていると 思える社長ですか。



入ることで、社員を支え、会社を守る。

労働 保険

労働保険
雇用保険

事故や災害にあった時、あなたは社員を守れますか。
労働保険に入っていないと、社員はもちろん、会社にも大きな負担がかかります。
正社員、派遣、アルバイト、パートといった雇用形態に関わらず、一人でも雇ったら必ず入ってください。
社員を支え、会社を守る事がトップの責任ですから。

●労働者とその家族の生活と安心のため、労働保険の加入は、事業主の責任です。
●労働保険の手続きを行っていない期間中に労災に該当する事故が発生した場合は、事業主から遡って保険料を徴収するほかに、労災給付給付に要した費用の一部も徴収する場合があります。

◎詳しくは、総務省労働局、労働基準監督署及びハローワークへご相談ください。
厚生労働省ホームページ <http://www.mhlw.go.jp> 労働保険 検索

厚生労働省 総務省労働局 労働基準監督署 公共職業安定所 (一社) 全国労働保険事務組合連合会 全国社会保険労務士会連合会

※お問い合わせ・ご相談は 岩手労働局労働保険徴収室、または
ハローワーク盛岡 雇用保険適用課 (TEL 019-624-8906) までお願いいたします。

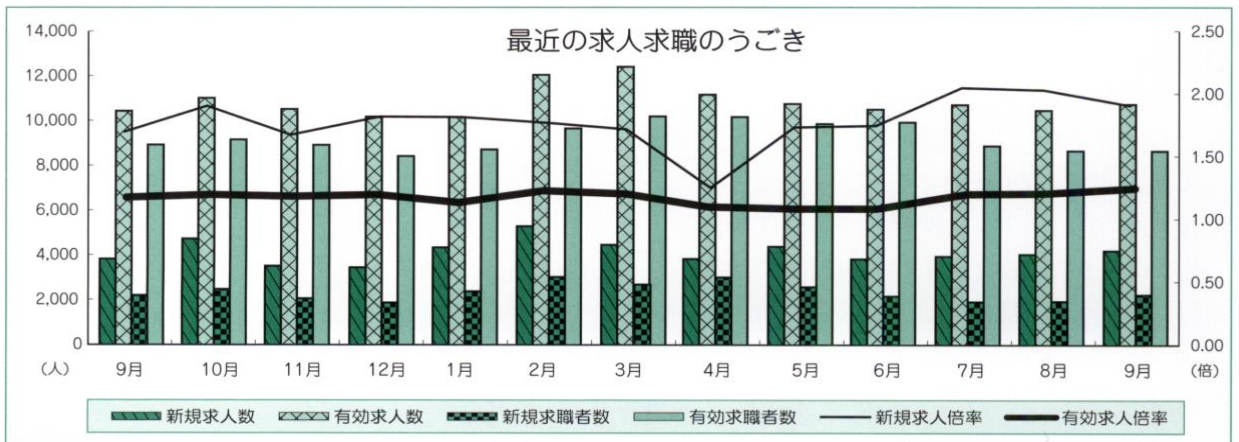
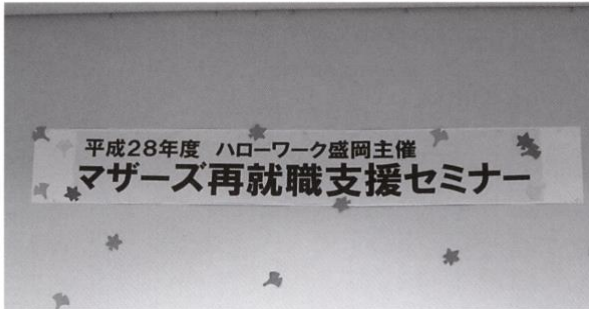
マザーズ就職支援セミナー

「働き出す前に知っておきたい 保育園・幼稚園について」 を開催しました。

ハローワーク盛岡では、10月19日(水)に「マザーズ就職支援セミナー 働き出す前に知っておきたい保育園・幼稚園について」を開催しました。

会場となった盛岡市大通リリオ 1階ギャラリールームには16名の参加者があり、会場に母子ともに参加できるようソフトマットを敷き、お子さんが動けるように配慮したなかでの開催となりましたが、参加者は盛岡市役所保健福祉部子育てあんしん課の斉田育成係長および担当津久井さんによる盛岡市内の保育園・幼稚園の状況についての説明に熱心に聞き入っていました。

マザーズコーナーでは今後も11月から1月にかけてパート労働の基礎知識、面接対策に関するセミナーを開催予定です。



ハローワーク盛岡菜園庁舎

盛岡新卒応援ハローワーク (1F)

TEL 019-653-8609 FAX 019-653-8608

職業相談コーナー (2F)

TEL 019-623-4800 FAX 019-622-1638

マザーズコーナー (2F)

TEL 019-907-0203 FAX 019-622-1638

わかもの支援コーナー (2F)

TEL 019-908-2060 FAX 019-908-2061

職業訓練相談コーナー (2F)

TEL 019-606-2256 FAX 019-908-2062

〒020-0024盛岡市菜園1丁目12-18 盛岡菜園センタービル

発行 盛岡公共職業安定所

〒020-0885 盛岡市紺屋町7番26号

TEL 019-624-8905 FAX 019-652-7199

沼宮内出張所

〒028-4301 岩手郡岩手町大字沼宮内7-11-3

TEL 0195-62-2139 FAX 0195-62-1312